

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県立大船渡病院長が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- |              |                                  |                      |                      |
|--------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|
| (1) 調達件名     | 令和8年度気仙保健医療圏における消耗品(再生複写用紙)の単価契約 |                      |                      |
| (2) 調達件名の特質等 | 別紙仕様書による                         |                      |                      |
| (3) 納入期限     | 発注後指定期日以内                        |                      |                      |
| (4) 履行場所     | 岩手県立大船渡病院                        | 大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1 |                      |
|              | 岩手県立高田病院                         | 陸前高田市高田町字太田 512 番地 2 |                      |
|              | 岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター            |                      | 気仙郡住田町世田米字大崎 22 番地 1 |

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県に本社若しくは営業所を有し、その支店等が（2）の資格を有している者であり、緊急の場合に即時対応できるものであること。

## 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、資格審査に必要な書類として、次の書類を令和8年3月11日(水)午後0時までに14(4)の場所に1部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

### ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（別紙「様式第1号」）

(イ) 仕様書

- ① 当該物品仕様書の内容が網羅されていること。
- ② 当該物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。
- ③ 当該物品のカタログ又は写真を添付すること。

(ウ) 当該物品のサンプル

- (2) 提出された申請書等について、入札日の前日までの間において岩手県立大船渡病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された申請書等の審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。  
なお、審査結果は、令和8年3月16日(月)までに通知する。
- (4) 入札参加者は、本説明書(仕様書を含む。)(以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

#### 4 説明書等についての疑義

- (1) 説明書等について疑義がある場合には、書面(様式は任意。FAXによる提出可)により令和8年3月16日(月)までに岩手県立大船渡病院長へ申し出ることができる。
- (2) 回答は、全ての入札参加者に対して令和8年3月19日(木)までに通知する。

#### 5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。  
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

#### 6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名(「岩手県立大船渡病院長」とする)
- (6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

#### 7 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年3月23日(月) 午前11時00分 岩手県立大船渡病院 3階中会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 入札保証金に関する事項

全部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者（自治法施行令第167条の4に該当する者）が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正したときの訂正印のない入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する事項に違反して提出した入札書

## 10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

## 11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。
- (2) 初度の入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することが出来ない。

## 12 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若

しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県立大船渡病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立大船渡病院に帰属する。

### 14 その他

- (1) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (3) 契約者は、当該契約の完了後、その隠れたる瑕疵について補修又は取替えの責を負うものとする。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1

岩手県立大船渡病院 総務課管財係

電話：0192-26-1111 FAX：0192-27-9285